r8物価_1_1

令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【12_千葉県】
地方公共団体名(コード有り)	12349_千葉県東庄町
都道府県・市町村コード(5桁)	12349
担当部局課名	総務課
担当者氏名	
電話番号	0478-86-1115
メールアドレス	so.zaisei@town.tohnosho.lg.jp

(単位：千円)

交付対象経費(地方単独事業費) (R7経済対策分)	国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①にかかる交付対象経費	22,000
	(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分)	–

(単位：千円)

令和8年度既配分額 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	–
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

(単位：千円)

今回配分予定額 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	22,000
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

(単位：千円)

配分予定額計 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	22,000
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

(単位：千円)

国のR7補正分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①（令和7年度本省繰越分）	22,000
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分)	–
小計　交付限度額(R7経済対策分)	22,000

エラー(自治体名記載不備)

配分予定額計	22,000	移管先	総務省	交付限度額計	22,000	

令和7年度第3回実施計画で食料品の物価高騰に対する特別加算の配分を受けていない市区町村は、食料品の特別加算に関する事業をNO1に入力してください。

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	物価高騰対策と整理する根拠・理由	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※推奨事業メニュー①について、②～④にも関連する場合は、N～P列に追加で選択してください。			「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費(単位：千円)	B 交付対象経費(単位：千円)	B1 国のR7補正予算分(交付限度額①)(推奨事業メニュー分)(単位：千円)	C その他(一般財源や補助対象外経費等)(単位：千円)	※参考 総事業費に係る事務費(単位：千円)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等活用事業	商品券等活用事業が事務連絡等の留意事項を踏まえた制度設計となっているか(具体的な対応を検討中の場合も含む)	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	実施状況の公表等について(HP、広報誌など)	備考1(重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)	備考1のサブカテゴリー　※N～P列を記入している場合のみ(重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)			備考2「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目	自治体での予算区分
														合計	23,248	22,000	22,000	1,248																					
1															–	–																							
2	R7_補正	推奨事業	○	○	生活者や事業者が、社会的経済的な活動を行う上で必要不可欠となる水道基本料金を減免することで、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に直接的、効果的な支援を実施できるため。	○	水道料金減免対策繰出金事業(R7本省繰越)	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					23,248	22,000	22,000	1,248	–	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援として水道基本料金を減免する(公共施設は除く)。減免期間は、令和8年4月から6月分とする。 ②水道事業会計への繰出金で、水道料金の減免に係る費用(減免した水道料金に充当) ③4,150件×2,310円/月(減免額、税込)×2カ月＝19,173,000円【ア】、4,150件×2,310円/月(減免額、税込)×1カ月＝9,586,500円、9,586,500円のうち、4,074,500円【イ】について繰出を行う。【ア】+【イ】=23,247,500円 ④水道契約者である生活者及び事業者	–	–	–	–		R8.3	議決	R8.4	R8.4	R8.12	町水道事業が減免した令和8年4，5月分の水道基本料金の100%を一般会計から繰出しする。	明記済み(HP)	ホームページ等	対象分野に関連しない					R8当初(地)